

令和3年1月7日

砺波市新型コロナウイルス感染症対策本部に設置について

本日（1月7日）、国において「緊急事態宣言」が発出されたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第34条第1項及び砺波市新型インフルエンザ等対策本部条例の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策本部を設置します。

なお、本市においては、令和2年2月22日（土）から砺波市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（任意）しており、今回の国の「緊急事態宣言」発出により、本日付けで特措法に基づく対策本部とします。

記

- 1 名 称 砺波市新型コロナウイルス感染症対策本部
- 2 設 置 日 令和3年1月7日（木）
- 3 設置根拠 特措法第34条
砺波市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 4 組 織
本 部 長：市長
副本部長：副市長
本 部 員：教育長、各部局長、総合病院副院長、警察署長、消防長、
消防団長、消防署長
事 務 局：総務課及び健康センター

<参考>

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。